

答申第 1190 号

諮問第 1850 号

件名：警務課長会議の資料及び議事録の不開示（不存在）決定に関する件

## 答 申

### 1 審査会の結論

愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）が、別記の開示請求に係る行政文書（以下「本件請求対象文書」という。）について、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

### 2 審査請求の内容

#### (1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき令和 7 年 7 月 3 日付けで行った開示請求に対し、処分庁が同月 14 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

#### (2) 審査請求の理由（略）

### 3 処分庁の主張要旨

処分庁の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

#### (1) 本件処分内容及び理由

##### ア 事実経過

##### (ア) 行政文書開示請求の受付

審査請求人は、令和 7 年 7 月 3 日に愛知県警察本部情報公開窓口を訪れ、愛知県警察本部警務部警務課（以下「警務課」という。）で保管する警務課長会議の資料及び議事録の開示を求める行政文書開示請求書を提出したことから処分庁はこれを受け付けた。

このとき審査請求人が提出した行政文書開示請求書の請求内容は「警務課長会議の資料及び議事録 令和 6 年 12 月～令和 7 年 4 月分（請求日現在 県警本部警務課で保管のもの）」となっていた。

##### (イ) 本件請求対象文書の調査

本件請求対象文書は、通達により各警察署の警務課長を出席対象者として開催する警務課長会議について、令和 6 年 12 月から令和 7 年 4 月までの間に開催されたとする警務課長会議の資料及び議事録である。

しかしながら、令和 6 年 12 月から令和 7 年 4 月までの間に警務課長会議は開催されておらず、警務課において本件請求対象文書は作成及

び取得されていないことが確認できた。

よって、警務課において本件請求対象文書を管理していないものと結論づけられた。

#### イ 本件処分

前記(1)のアの(イ)のとおり本件請求対象文書を管理していないため、処分庁は、条例第11条第2項の「開示請求に係る行政文書を管理していないとき」に該当するとして、本件処分を行った。

#### (2) 審査請求人の主張の失当性

審査請求人は、過去に同様の文書を開示請求した時は開示された旨主張し、本件請求対象文書の開示を求めている。

しかしながら、上述したとおり、本件請求対象文書は作成及び取得されていないことから、本件請求対象文書が存在しないとする本件処分に誤りはなく、審査請求人の主張は失当である。

#### (3) 結語

以上のとおり、本件処分は適正に行われていることから、本件審査請求は棄却されるべきである。

### 4 審査会の判断

#### (1) 本件請求対象文書について

本件請求対象文書は、令和6年12月から令和7年4月までの間に開催された警務課長会議の資料及び議事録であって、開示請求日時点において警務課で管理するものであると解される。

#### (2) 本件請求対象文書の存否について

処分庁によれば、令和6年12月から令和7年4月までの間に警務課長会議は開催されておらず、警務課において本件請求対象文書は作成又は取得されていないとのことである。

当審査会が事務局職員を通じて処分庁に確認したところ、警務課長会議は年1回程度実施する会議であり、令和6年度は令和6年11月に実施しているとのことである。

これらのことからすれば、本件請求対象文書を作成又は取得していないとする処分庁の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

#### (3) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

### 別記

警務課長会議の資料及び議事録

令和6年12月～令和7年4月分(請求日現在 県警本部警務課で保管のもの)

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
7 . 1 0 . 6	諮問（弁明書の写しを添付）
8 . 3 . 2 3 (第723回審査会)	審議
8 . 4 . 2 0 (第725回審査会)	審議
8 . 5 . 2 6	答申